

総務委員会

平成31年3月5日（火）

午後2時51分～午後3時07分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長
ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

毎度申し上げておりますけれども、発言をされる際には必ず委員長の指名を受けた後にボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。お手元の審査日程案どおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、総務部に関する議案の審査を行います。

第33号議案について、執行部の説明を求めます。

◎第33号議案 佐賀市長及び副市長の給料の特例に関する条例 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

済みません、ちょっとお尋ねしたいんですが、今までいろんなことがありまして、減額の条例がずっとかかってきたんですが、今までの一番重いといいますか、これ以上の処分があったのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが。

過去今までで一番重かった、多分、私の記憶では30%の3カ月ぐらいが一番重たいのかなという記憶はあるんですが、過去の事例でこういったことがあるのかどうか。

○池田総務部長

佐賀市の事例、合併後の佐賀市では10%の3カ月が一番重いです。さかのぼりまして、ちょっとこれは合併以前の佐賀市の部分では30%の3カ月というのが一番重い部分でござ

います。

○千綿委員

もちろん、これは市長の思いというのが入っているんだろうというのは推測されるんですが、30%の3カ月より、かなりやっぱり厳しい処分を自分に課されているわけなんです。鳥栖市の事例とかに引っ張られたとか、そういったことはないのかなという気がちょっとしているんですが。

○池田総務部長

市長の頭の中のことを私がしゃべっていいのかどうかというところではありますが、ちょっと近くで見ていた者として随分悩まれていたことは確かでございます。

佐賀県内の部分においても、100%の減額率というのは今までございませんでした。そういうことから考えると、鳥栖市の部分が頭にあったのは確かだと思います。どうすれば今まで——この件で、この5カ月で議員並びに市民の皆様の信頼をなくしてしまったこと、多大なる迷惑をかけてしまったことに対しての管理監督責任をどうとればいいのかということを悩まれた結果がこの100%の3カ月という結果だと思います。

○千綿委員

思いをこの条例に込められているということを考えれば、あんまりどうのこうのは言えないんですが、やっぱりこの事例が仮に審査の結果可決された場合には、事例として残るわけですね。前例として残ることがどうのこうのと言うつもりはないんですが、そこも含めて十分考えた上という理解でいいのかどうか、最終的に。

○池田総務部長

そのとおりでございます。あとに残ることも考えて、御自分で考え、恐らく周りにも相談された部分で、その上での判断ということでございます。

○江頭委員

これもお聞きします。

この給料の減額で上限とかいう、その算定基準とか条例的にあるんですか。半年とか無給だとか、その辺は上限の取り決めとかはないんですね。

○池田総務部長

上限はありませんし、ちょっと例えは悪いんですけども、懲戒処分のように、こういったときはこうだという量刑基準とかもありません。もうここは市長の裁量といいますか、どういうふうにするか責任をとられたかと。それでもって議会の皆さんたちがそれで判断していただくという形になります。

○野中宣明委員

先ほど県内の事例はお話を伺ったんですが、説明されたんですけども、全国的に見てこれぐらいの規模の減額というのはどのように承知されていますか。

○池田総務部長

ここ最近の特別職の給料減額というものを一応調べましたけれども、今回のような全額というのは、ここ最近ではちょっと見当たらなかったというのが現状です。

○野中宣明委員

副市長の分なんですけれども、御厨副市長ですね。これは御本人からの自己——申告と言ったらちょっとあれですけど、その申し出があつてからの話なのか、それとも、市長のほうからのこれぐらいということでの処分があつたのか、そこら辺のいきさつ等をちょっとお話しただいていいですか。

○池田総務部長

これは市長の、基本的には市長の判断でございます。内々で相談されたのかどうかというのはあれですけど、ここは市長の判断。御自分の分と副市長の量刑についても市長の判断でございます。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○千綿委員

当然だと思うんですが、労働基準監督署があるじゃないですか、特別職だから当然ゼロというのは普通だったらあり得ないんですけど、ゼロというのは全然その労働法にも抵触しないという理解でいいですか、最後に。

○池田総務部長

申しわけありません、労働法の適用はどうかと思いますけれども、少なくとも、地方公務員法の適用にはなっておりませんので、問題ないのではと考えております。

○山下伸二委員長

労働基準法は雇用労働者に対するものですから。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第33号議案の審査を終了いたします。

執行部は御退席いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、本日の審査の採決まとめについては、あす3月6日の本会議散会後に行うこととなっておりますけれども、それでよろしいですか。

(発言する者あり)

本日いかがかということですけども、会派等への持ち帰り等がなければ、委員の皆様がもう審査を終了して、この場でまとめ採決を行うということであれば、本日、これから採決を行いたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。休憩はとらなくていいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、わかりました。

それでは、ただいまから採決を行います。

まず、お伺いいたします。

当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしというふうに判断いたします。

反対意見がないようでございますので、当委員会に付託された第33号議案について簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、そのように採決を行います。

お諮りいたします。当委員会に付託された第33号議案について原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第33号議案について原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の審査を終了いたします。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしでいいですか。なしでいいですね。はい。

それでは、委員長報告についてはなしということとさせていただきます。

次に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきまして、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。